

宇和島市教育委員会会議録

令和元年6月定例会

令和元年6月18日開催

宇和島市教育委員会

宇和島市教育委員会 令和元年6月定例会 会議録

1. 開会日時 令和元年6月18日(火)10時00分～

2. 場 所 宇和島市役所本庁 701 会議室

3. 出席者 教育長 金瀬 聡 委 員 高山 俊治 委 員 木下 充卓
委 員 弓削 由美子 委 員 浅井 敬司 委 員 田村 裕子

4. 欠席者 なし

5. 会議に出席した公務員の職氏名

教育部長	上田 益也	教育総務課長	面川 啓之
学校教育課長	西田 一洋	生涯学習課長	富田 満久
中央図書館長	渡辺 晃	文化・スポーツ課長	森田 浩二
伊達博物館長	土居 道德	人権啓発課長	山本 利彦
学校給食センター所長	児玉 雅人	吉田教育係長	河野 孝
三間教育係長 (事務局)	末光 優子	津島教育係長	首藤 将文
教育総務課課長補佐	土居 弘	教育総務課総務係長	山口 真史

6. 付議事件

- 報告第17号 専決処分した事件の承認について
(平成31年度教育費6月補正予算の要求について)
- 報告第18号 専決処分した事件の承認について
(令和2～6年度教育費債務負担行為の設定要求について)
- 報告第19号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市教員住宅管理規則の一部を改正する規則)
- 報告第20号 専決処分した事件の承認について
(宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について)
- 議案第60号 宇和島市公立学校管理運営規則の一部を改正する規則
- 議案第61号 宇和島市スポーツ施設使用料の減免に関する取扱要綱

7. 会議概要

(1) 開会宣言・教育長報告(午前10時00分)

◎教育長

それでは、会議に先立ちまして、挨拶と教育長報告を合わせて、話をしたいと思います。昨年の豪雨災害以降、宇和島市としての教育振興計画や基本方針の作成作業が滞っておりますが、ここから力をいれてやっていきたいと思っております。いくつか話をしたいと思うんですが、一つ目は、働き方改革についてです。昨年来、「色々な変化に対応していくためにも、その余力をつくり出す

ために働き方改革が必要です。」という話をしてきたところなのですが、今年の1月に中央教育審議会から答申が出ました。その答申の内容を受けた形で、3月には文部科学省から通知が出ました。その通知を受けて、愛媛県教育委員会では、5月に入って、愛媛県学校における働き方改革推進本部を立ち上げ、その第1回の会合が5月24日に開かれています。その中身については、愛媛県のホームページにも公開されています。そういった国・県の動きも踏まえつつ、宇和島市としての対応を具体化させていく必要があると考えております。5月に、県がそういう動き方を始めたということ、まず一つお伝えしたいと思います。

5月に教育長として、どのような動きをしてきたかについては、資料の1、2ページをご覧ください。

ここでは一点、5月31日に南予管内市町等教育委員会連合会定期総会について、これは高山委員と一緒にやってきたのですが、この会合の最後に、ひとつ提案を、宇和島市教育委員会からしましたので、その中身についてどういうことを提案したのか、お伝えしておきたいと思います。まず、「南予の市町について、現状、人口が急激に減少している、子どもたちの数も減っている。これは、南予全体の共通課題である」ということを申し上げたうえで、これまで教育委員会連合会として、教育長、教育委員までは全体で集まる機会がありましたし、研修会というかたちで、そのときどき、そのテーマ毎の担当者が集まる、というような動きはあったわけですが、各市町が課題を共有し、それぞれの市町でどういう取組をしているのか、こういうことをやろうと思っている、こういう課題にぶつかっている、というようなことを事務レベルで共有するような仕組みがありませんでした。このようなことから、次のような提案をさせていただきました。「南予は全市町が消滅可能性都市といわれていて、そのトレンドにその改善の見通しはありません。持続可能な地域づくり、そうした地域の担い手づくりが我々の共通課題です。そして、政府の出す提言、中央教育審議会が出す答申のなかに必ず出てくるキーワードが3つあります。1つ目は人口減少・少子高齢化、2つ目は第4次産業革命(Society5.0)、3つ目は人生100年時代です。いずれも、こうした変化の先に何が待っているのかというのは、誰も経験したことのないような、そのような変化です。したがって、それぞれの市町が、それぞれにバラバラ・細々と対応していくのではなくて、同じ南予圏域として、共通して取り組めるところがあるのだとすれば、そのような知見や経験を共有して、連携していくための仕組みづくりが必要なのではないのでしょうか。」という提案をしました。そうしたところ、松野町の教育課長さんから具体的な提案をいただきました。「令和元年度の南予市町教育委員会連合会の事業として、全部で14項目の会合や研修会が予定されているのですが、そのなかで、7月17日に管内の市町の教育委員会職員を対象にした研修会が松野町で開催されることになっています。目的は市町の教育委員会職員の資質の向上と、管内市町と教育委員会相互の連携強化を図ることを目的とするものです。これを機会と捉えて、事務レベルでの様々な課題について、共有し得るような体制づくりを具体的に提案することにします。」というような意見を出していただきました。そういう状況であることを、皆さんに共有したうえで、7月17日に向けて、なんらかの考え方をまとめておければと思います。

次に、今朝の愛媛新聞の記事なのですが、こういう動きがあるというのを、紹介したいと思います。

ます。どういうものかという、南予の高校生が、宇和島で学習会を開いていますというものです。先週 15 日の土曜日、宇和島東高校に近隣の高校、去年の災害で被災した野村高校を含め 8 校の生徒の代表者が集まりました。15 日は総勢 30 人くらいでしょうか。そこで避難所運営等のやり方について、議論をされていました。記事にもあるのですが、例えば、感染症にかかった人が避難してきた場合はどう対応したらいいか、言葉が通じない外国の方が避難してきたらどうコミュニケーションをとったらいいか、ペットと一緒に避難してきた人はどのように扱ったらいいか、というような問いかけに対して、グループに分かれた高校生達が議論をし、グループなりの答えを出して、発表しあって共有する。そのような勉強会だったみたいです。そこで勉強してきたことを、子ども防災キャンプ、時期は正確には把握してないですけども、三間中学校で、3 年前から PTA が主体となって行っている子ども防災キャンプに、先ほどの高校生達はいって、自分達が学んだことを中学生・小学生に伝えるというような取組に繋げていくんだ、という動きでした。これは近隣の高校生達が、横の方向に繋がっていくこと、そして高校生が中学生・小学生へ伝えるという縦の方向への繋がり、こういう動きは大きな意味を生むのかなと思います。そして避難所運営で彼らが勉強していたことは、様々な困り事を、自分達でどう解決していくか、そういうような言い方もできるでしょうから、地域の課題に対して、自分達としてどのようなことができるのか、そういう議論をしてるんだ、という見方をすると、いろんなことに発展していけるような、そういう可能性をもった取組なんじゃないかなと、非常に面白い取組がなされているなと感じています。教育委員会としても、できる支援をやっていきたいなと感じました。

以上、働き方改革、それから国・県の動きをみながら、市としても進めて行かなければいけないなと思っているという点が 1 つ目、それから南予管内の教育委員会の連合会で連携・協働していく仕組みづくりを提案した結果、松野町から提案いただきましたということが 2 つ目、3 つ目として高校生が学習会を開いているという動きがあったということに関心を持って見ています、という 3 つのことをお伝えして教育長の報告に変えたいと思います。

この件に関して、何かご意見ご質問がありましたらお願いいたします。

— 委員からは特に意見なし。 —

(2) 付議事件

◎教育長

次に議事に入ります。

本日の議事ですけども、報告第 17 号・18 号は予算が公表されていないことから、報告第 20 号については人事案件でありますので、非公開で審議したいと思います。賛同いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

— 挙手 —

◎教育長

はい、ありがとうございました。挙手全員ですので、報告第 17 号、18 号、20 号は非公開で審

議いたします。それでは公開議案から審議いたします。まず報告第 19 号について、事務局から説明をお願いいたします。

○教育総務課長

教育長。報告第 19 号。専決処分した事件の承認について。7 ページをご覧ください。宇和島市教員住宅管理規則の一部を改正する規則でございます。新旧対照表の方で説明させていただければと思いますので、11 ページをお開きください。11 ページの左側が現状、右側が改正しようとする内容です。上から 3 番目の第 3 号、宇和島市日振島にあります第 3 号住宅について、5,500 円から 6,000 円と 500 円賃料を上げようとするものです。理由といたしましては、エアコンを整備したことで 500 円賃料を加算するということとなります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

◎教育長

はい、ただいまの説明に対して、質問・意見等ございませんか。

◎全委員

－ 特に質問、意見等なし。 －

◎教育長

それでは、特に質問・意見等ないようですので、採決に移りたいと思います。報告通り承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－ 挙手 －

◎教育長

はい、全員挙手いただきましたので、本件は報告どおり承認といたします。

次に議案の第 60 号について事務局から説明をお願いいたします。

○学校教育課長

教育長。20 ページを開けてください。本案件は、先月の定例会の最後にご説明をした、夏季休業中の授業日の在り方について規則の改正をお願いするものです。一番下に提案理由を書いておりますが、学校教育法施行令の一部改正、平成 29 年 9 月 13 日に行われておりますが、学校休業日に関係する宇和島市公立学校管理運営規則の一部をこれにより改正するものです。加えて、条文の一部に誤解を受ける表現、或いは少し古いものがありますので、そこも一部改正しております。新旧対照表でご説明します。29、30 ページをお願いします。左側が旧規則、右側が新規則になります。まず第 5 条をご覧ください。第 5 条のところ、旧規則については (1) から (5) の各号が、夏季休業日から記載してあります。これについて、まず、(1) と (2) に、本来休業日というのは学校の授業がない日を指しており、休業日でも授業をする本務がある日と、生徒と一緒に休む休日となる日がありその表現が混乱しますので、生徒と同じ休業日扱いということで、新しく第 5 条の方には休業日を設定しております。それによって、(1) 国民の祝日に関する法律に当たる日、それから、(2) 日曜日及び土曜日という週休日を含むということです。改正をお願いしたのは、第 7 項の学校及び地域の諸条件を考慮し、校長が特に必要と認める休業日、これを 2 日以内で認めるということで、これが、先月ご説明した体験的学習活動休業日ということで、地

域のお祭りであるとか、地域行事に子どもが参加することによって、学校を休業日とするということになります。これが1点です。これに伴いまして、第2項についても、表現等少し改めております。第6条をご覧ください。旧規則については、「校長は、やむを得ない事情」というふうにしておりましたが、新規則はこれを具体的に、「運動会、文化祭等の恒例的な学校行事を行うために必要があるとき」と、具体的に説明しております。30ページの方、第3項をご覧ください。ここが、夏季休業中に休業日を授業日とするというところの条文になります。校長は、教育上特に必要があると認めるとき又は特別の事情があるときは、前条第1項第3号、これが夏季休業日になっていますが、に規定する休業日の始期の7日前、夏休みが始まる1週間前までに教育長の承認を得ることにより、3日間を限度として、3日間というのは夏季休業中に職場体験学習を計画している学校がありますし、これからも予定されますので、3日を限度としております。当該休業日の一部を授業日とし、又は9月の始業式の日を除く授業日と振り替えて授業を行うことができるものとするものです。県下一斉に、9月1日、若しくは第1月曜日というか、第1週の最初の日が始業式となりますので、この日は替えないで、例えば、8月29、30、31日辺りに授業日を取るということを目的といたしております。以上大きな変更点を2点、それ以降については、規則上必要な改正、或いは表現を変えたものであります。以上です。

◎教育長

はい、今、事務局から説明のあった内容に対して、ご質問等あれば受けたいと思います。

浅井委員さん、どうでしょうか。

◎浅井委員

職場体験は、特定の学年でしょうか。

○学校教育課長

はい。

◎浅井委員

例えば、その学年は授業日になる、他の学年は授業日にならないのですか。

○学校教育課長

はい、昨年度津島中学校で行ったのは、2年生が職場体験学習を行っている間、1、3年生は補充学習授業を行うということで、全校的に授業となっておりました。昨年は授業日は取れなかったもので、授業として時数を計上しました。

◎浅井委員

逆に、校長裁量で、2年生は授業日にする、1、3年生は、ちょっとややこしくなるのですが、授業日にしないということも考えられるのですか。そういう解釈でいいのですか。

○学校教育課長

はい。そういう場合も当然あると思います。

◎浅井委員

そういう場合は、学校長は裁量でできるという考えでいいですか。

○学校教育課長

はい。

◎浅井委員

あと、もう1ついいですか。第6条の今までは、「校長は、やむを得ない事情で・・・」とあるところなのですが、私もすぐには思いつかないのですが、右側に細かく書いてある以外で、校長が判断しなければならない場合に、やむを得ない事情でというようなやわらかい表現であれば扱いやすいと思ったのですが、細かくすると限定されてしまうこともあるのかなと思ったのですが。だからと言って、この場合が考えられるますよとすぐには思いつかないのですが。

○学校教育課長

はい、それにつきましては、例えば第7条が臨時休業の場合で、非常変災を理由にしております。こちらは、左側を見てもらったら、非常変災その他急迫の事情のためというのを簡易的に表現しておりますが、とりあえず、こういう変災等はこちらで取ってもらう、そして、第6条の方は、運動会であるとか、文化祭、参観日というのは、学校が授業公開するために積極的に行うものですので、やむを得ない事情というものに少し当たらないかなという判断でこのように改正しております。

◎教育長

今の段階で、具体的な要望があったようなものを読み込めるようにしつつ、あまりなんでもかんでもというようにならないようなバランスを取った表現になっている、そういうような考え方ですか。

○学校教育課長

はい。これは授業日と振り替えても、振り替えなくても、よいです。例えば、夏休み最後の3日間を授業日としても、9月にそのまま行って、振り替えなくてもよいです。授業が足りない、特にやりたい他のことがあれば、そういうことも、判断でできるということです。

◎浅井委員

例えば、参観日を休業日に行うというケースは。

○学校教育課長

これは、夏休みの休業日を振り替えしなくてもよいということなので、通常は休みを取らないといけないので、土曜日、日曜日の参観日の振替なしは難しいと思います。

◎浅井委員

これは、振替休業しないという場合の説明なのですか。

○学校教育課長

これは、夏休み、夏期休業日に限ってのことになります。

◎浅井委員

ごめんなさい、他のことと一緒になっていました。第5条の休業日の扱いの中に、日曜日及び土曜日とありましたので。

○学校教育課長

第6条第3項については、前条第1項第3号、夏季休業日に限って、ということにしています。

◎浅井委員

はい。分かりました。

◎教育長

よろしいでしょうか。他ございますか。

◎高山委員

はい、この前説明してもらった、今現実、体育祭の前の夏休みに、生徒も先生も出てやっていると、それをきちんと法令化して、校長判断で授業日にして、きちんと体制化してできるというのが主の目的ですか。

○学校教育課長

はい、今のだいたいの構想はそうです。今、中学校だけではなく、小学校もありますので、そこも考えています。

◎教育長

他ございますか。

◎弓削委員

すべて校長判断ということで、学校によって始まる日が変わってくるのですね。

○学校教育課長

一番心配されるのは、兄弟でずれてくるといふことがあるかと思ひます。校長判断ですけども、教育長に届け出るといふ前に、例えば学校運営協議会に諮るであるとか、しっかり地域の周知と理解を得て、進めるように指導していきたくと思ひます。

◎教育長

はい、よろしいですか。他ございますか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

それでは、意見も尽くされたようですので、採決に移りたいと思ひます。それでは、議案第 60 号について、承認いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

— 挙手 —

◎教育長

はい、ありがとうございました。全員ですので、原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第 61 号について、説明をお願いいたします。

○文化・スポーツ課長

教育長。議案第 61 号です。宇和島市スポーツ施設使用料の減免に関する取扱要綱。宇和島市スポーツ施設使用料の減免に関する取扱要綱を次のとおり制定する。提案理由といたしましては、宇和島市立学校体育施設等開放に関する条例、宇和島市夜間体育施設使用条例、宇和島市ふれあい広場設置条例、宇和島市都市公園条例および宇和島市総合体育館等設置条例に規定するスポー

ツ施設の減免の取扱について、統一的な運用を目的に、新たに取扱要綱を定めようとするものです。

現在、体育施設における減額や免除の減免運用の状況としましては、合併時の調整の中で制定された宇和島市都市公園条例第15条使用料の減免に関する取扱及び宇和島市体育館施設等の使用料減免規程をもとに判断をしておりますが、同一条例の中で規定されている施設について、減免している施設と減免していない施設があり、同種の施設間で減免適用の考え方が統一されていないということを受けまして、この度、先月上程いたしました消費税の引き上げの時期に合わせまして、統一的な運用を図ろうとするものです。表を見ていただきたいと思います。64ページです。そこに詳しい部分、施設部分、減免の割合が書いてございます。見ていただいたら分かるように、基本的に市、教育委員会が主催、学校行事であるとか、スポーツ少年団の使用などが免除になっております。半額のいわゆる減額に関しましては、市又は教育委員会が共催するもの、高校生の部活で使用するもの、構成員の半数が障害者等で分けております。

施設の種類を見ていただいたら分かると思いますが、逆に免除しない施設というのも今回あらためて確認をいたします。それが、いわゆる主要競技施設と呼んでいるもので、宇和島市総合体育館、丸山公園野球場、丸山公園の南庭球場、丸山公園の多目的グラウンド、人工芝のサッカーをする所ですが、丸山公園陸上競技場及びスポーツ交流センターのクライミングホール、この6つに関しては、減額免除をしないことも同時にこれで謳っております。

基本的な考え方としましては、減免する所もそうなのですが、個人使用の場合は基本的に減免を適用しない、市内の団体に限り減免適用をする、学校関係の施設を除き、実費相当となる照明施設等は減免適用はしないということに決めました。もちろん、先ほど言いました6つの主要競技施設の減免はしないということにしております。

適用は10月1日からなのですが、その適用をして影響が起こる、今までの分と比較して影響がでることを少し申し上げますと、障害者団体によるプール利用の時です。市内の障害者団体は、今までどおり、そのまま免除になるのですが、市外の障害者団体につきましては、今まで免除であったところを50%の減免というかたちで半分の金額をいただくということにしております。これは障害者の個人割引50%という規程を適用するものです。あと、三間高校のテニス部が三間のテニスコートを使った場合に、これまで免除としていたものを見直し、高校生の部活は他と統一して50%いただくということになりますので、昼間が、今まで1時間0円であったものが1人80円、夜間は、照明料を実費として580円いただくとなっておりますが、現状としましては、三間高校のテニス部が今現在、三間のテニスコートを使っていない、校内の自分の所でしているということと、部員が少なくというようなことなので、大きな負担増にはならないのではないかと判断をしております。もう一つですが、スポーツ少年団とスポーツ少年団と同じ資格を要する団体、登録はしていないが、公認の指導者がいて、その要綱等で活動をしている少年団とみなされる団体については、基本的に免除ということになります。これまでの実績でいきますと、三間ジュニアテニスクラブが夜間使用していた時に50%の使用料を払っていたのを、見直し後は免除できるということで、照明料につきましては実費としていただいておりますので変わりませんが、

使用料としては免除できると考えられます。少し分かりにくいのですが、個別の考え方等を聞かれたらお答えするのですが、以上のとおり、今後、取扱要綱として基準を設け、これにより減免・免除措置をするというようなことで制定したいと考えております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

◎教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

高山委員さんありませんか。

◎高山委員

はい。三間のテニスコートで小学校とかスポーツ少年団が使用した場合には、昼間は免除で、ナイターはナイター料だけ頂き、もし三間高校が使えば半額は徴収するということですよ。

○文化・スポーツ課長

はい、そうです。高校生に関しては、これまでどこの施設も使用料半額ということで、半額は出していただいていたので、そこは他の施設、例えば宇和島の施設でも津島の施設でも吉田の施設でも同じなのですが、高校生の部活動では半額いただくということで統一するということです。

◎高山委員

分かりにくかったので、今までより上がるのと下がるのと分かりやすく言ってください。

○文化・スポーツ課長

分かりやすくというと、ほぼ今までと変わりません。基準を明確に要綱として定めたと思っただいたほうが間違いがないかと思います。少しあやふやだった場合があり、なぜ総合体育館等は免除しないのか、できないのかというようなご意見があり、そこは明確に主要競技施設として使用料が徴収できるとか、大きな大会が開けるとか、今後も設備投資などもして維持していかなければならないとか、指定管理の可能性があるのでむやみに免除できないとかということをして、その6つの施設に関しては免除しませんよということを明確に示して、それ以外のところは、教育委員会であったり市であったりの主催は、当然使用料は不要です。スポーツ少年団体も使用料は不要です。そのかわり、義務教育でない高校生は使用料をお支払くださいというようなことを、しっかりと明文化したということでご説明できればというふうに考えております。金額に関してはほぼ変わりません。

◎教育長

他にありませんか。

◎全委員

— 特に質問、意見等なし。 —

◎教育長

それでは採決に移ります。議案どおり承認いただける方は挙手をお願いいたします。

◎全委員

— 挙手 —

◎教育長

挙手全員ですので、本件は原案どおり可決します。

ここからは非公開案件の審議を行います。

◎教育長

報告第 17 号を上程する。

報告第 17 号

専決処分した事件の承認について

平成 31 年度教育費 6 月補正予算の要求について

◎教育長

説明を求める。

○教育総務課長

平成 31 年度教育費 6 月補正予算の要求に関する報告事件（教育総務課所管部分）を説明する。

○学校教育課長

平成 31 年度教育費 6 月補正予算の要求に関する報告事件（学校教育課所管部分）を説明する。

○生涯学習課長

平成 31 年度教育費 6 月補正予算の要求に関する報告事件（生涯学習課所管部分）を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告のとおり承認する旨宣する。

報告第 18 号を上程する。

報告第 18 号

専決処分した事件の承認について

令和 2～6 年度教育費債務負担行為の設定要求について

◎教育長

説明を求める。

○文化・スポーツ課長

令和 2～6 年度教育費債務負担行為の設定要求に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告のとおり承認する旨宣する。

報告第 20 号を上程する。

報告第 20 号

専決処分した事件の承認について

宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱に関する報告事件を説明する。

◎教育長

報告事件について諮る。

◎全委員

報告承認の賛成に挙手する。

◎教育長

報告のとおり承認する旨宣する。

◎教育長

非公開案件の審議を終了しましたので、会議を公開いたします。

以上で、本日予定の議事はすべて終了しました。

(4) その他

◎教育長

その他の意見をいただく前に、教育部長から報告があります。教育部長、報告をお願いいたします。

○教育部長

まずもって、本定例議会が行われているのですけれども、新聞報道等で皆さんご存じかと思うのですが、後ほど詳しいことはお話しします。まず一点目が、教育委員会の会議録が公開されなかったということが一点指摘されまして、それからもう一点目は、4月にオープンいたしましたパフィオウわじまについて、点字の標記が不適切であったということで質問を受け対応をしたということでございます。教育委員の皆様方には報告を差し上げるまでに議会の方から指摘を受けたことに対しまして、またいろいろと委員の皆様にはご心配をおかけしたと思いますので、この場をお借りしまして私の方からお詫びしたいと思います。本当に申し訳ありませんでした。それでは、座って説明させていただきます。

今回は少し方式を変えまして、議会の最中ということではあるのですけれども、皆さん方に知っておいていただきたいということも含めて、資料を用意させていただきました。クリップで留めてあります、令和元年6月定例会部長報告事項というものをお開きください。まず本議会に上がっております一般質問についてですけれども、これについてはホームページで通告書についてのみ公開してありますので、会議の内容についてはまだ議事録の作成が終わっていないということですので、これについては載っていませんけれども、このような質問があったということで、

皆さんお見知りおきください。

毎回議会の方からは、数多くの質問が最近では寄せられております。回答についても、なるべくわかりやすく、丁寧に回答しているつもりなのですが、なかなか満足な回答が得られないというご意見も個々の議員さんの側にはあるようですが、それに応じて、またいろいろなところの要望もありますので、整理をした上で、教育委員会事務局としての対応をしているところであります。また近々公表がホームページの方であると思っておりますので、是非ご覧いただきたいと思っております。

それから、2点目です。今ほど申し上げました、教育委員会会議録の公表ですけれども、これについて、まだできていなかったということでありまして、理由等を説明させていただきます。まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋を付けておりますが、そもそもこの根拠は何だということですが、14条第9項のところに「教育長は、教育委員会の会議の終了後、遅滞なく、教育委員会規則で定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。」といういわゆる努力義務規定でございます。これにつきましては、平成26年のこの法律の改正がございまして、ご存じのように教育長と教育委員長を一本化するというような、いわゆる大改正がありました。このときに教育委員会の会議の内容の透明性を確保しようということで、公表が全市町に努力義務として求められたものでございます。宇和島市の教育委員会としましては、会議の議論を公開して、住民への説明責任を果たすということで、これまでも積極的に公表に努めてきたところでございます。一方で議事録の作成が遅れたという大きな理由につきましては、まず一点目、この議事録をどういう風に作成しているかといいますと、議事録の作成につきましては、今日録音をしておりますけれども、音声データを職員が直接聞き取りまして、職員の手で文章化するという、結構時間のかかる作業でございます。いわゆる手作業で行っているところでございます。昨年4月ないし5月には、4月分までは議事録の調製がほぼ完成はしておったのですけれども、まだ公表をするという最後の部分が残っておりましたので、その作業を進めていたところ、7月の豪雨災害を受けまして、事務局職員もその対応に集中的に人員を投入していたということでもあります。その後、災害対応が落ち着いてきた秋の頃には、それまで山積しておりました予算の執行事務であったり、当初予算あるいは補正予算、災害関連の補助金の事務、学校統廃合の協議の再開、また大きな事業でございました小学校の空調設備に関する事務協議、また文科省との事務調整、その他諸々の事務が極めて煩瑣となりまして、担当職員もそれらの事務を休日返上で夜遅くまで頑張ってくれておりましたけれども、結果として議事録の作成は後回しになったということでもあります。数々の事務を処理していく中で、職員自身の災害の対応もありまして、体調不良が生じたこともひとつあります。複合的な、物理的な要因もありまして、このような事態になったものであります。私としましては、昨年度中の担当課長を通じまして、何度か様子を伺いながら作成に努力するように指示をして参りましたが、30年度中には公表に至らなかったということもありまして、今年度に入って新課長リーダーの下に作成作業に全力で当たっておりましたところ、今回の質問の中で、指摘を受けたということになります。現在までに概ね作成作業を完了しまして、今日、事務局の方から皆様方に原稿をお配りしておりますので、署名をいただいた後は、速やかに7月までには公表をしたいと思ってお

ります。今回の議会で指摘されたことにつきましては誠に遺憾でございまして、努力義務といえども怠っていたということは否めないものでございます。今後はこのようなことがないように、事務の効率化などを検討して、再発防止を図りたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

続けて、裏面をご覧ください。3番目に、宇和海地区の離島断水に伴う対応ということで、皆様方に報告差し上げたいと思います。ご存じのとおり、もう10日ほど前になりますけれども、宇和海地区の日振島、戸島、嘉島地区の離島におきます配水管が壊れたということでありまして、どうも原因はまだ判っていないようでありますけれども、その対応についてご説明いたします。水道局ともいろんな連携をとったのですけれども、なかなか対応がうまくいかなかったところもあるのでありますけれども、現在までの状況を、各担当から報告を差し上げます。まず、学校給食センターからお願いします。

○学校給食センター所長

失礼します。教育委員の皆様の方におかれましては、ご心配をおかけしまして、申し訳ございません。また各課の職員の皆様方におきましては、給食用水の送水、配備につきましてはお世話になっております。6月7日に発生いたしました海底送水管破断による断水によって、2つの小学校の学校給食が中断した状況につきまして、学校給食センターの方から報告いたします。学校給食の復旧に向けた対応についてご説明致します。6月7日の月曜日より、水道局の業務課を中心として、戸島小学校、日振島小学校の給食の再開に向けまして、水道水を両小学校調理場に供給する方法につきまして検討を重ねてまいりました。当初より、災害に準ずるものとして、海上保安庁の巡視船艇による補給方法を軸に、その具体的な補給方法について水道局と協議してまいりました。6月11日（火）には宇和島海上保安部に出向きまして、打ち合わせを行い、6月17日（月）に、二つの小学校での水道水を補給する段取りを海上保安庁と決定し、その後具体策につきまして、両小学校の方へ学校給食センターから連絡致しました。また、6月12日（水）には日振島の方へ私が出向きまして、地元の行政協議会の会長と、日振島小学校の調理場への給水方法について協議いたしまして、要望事項等を受けました。それをもとに、翌日6月13日（木）の午前中に、水道局の業務課と、日振島小学校の調理場への水道水の供給方法について打ち合わせを重ねまして、水道局業務課の具体策に従って、盛運汽船の方へその後赴きまして打ち合わせを行いました。そして、盛運汽船の方とも実行可能ということが決定しましたので、6月13日当日の午後、戸島小学校、日振島小学校へ直接私が赴きまして、資材の搬入と段取りについて、学校長等に説明を行いました。6月14日（金）には、日振島小学校給食調理場用に水道局が準備していただきました20Lのポリタンク20個に水道水を入れていただきました。それを直接、午後1時10分出発の普通船しらさぎに搬送いたしまして、日振島小学校の方へ持参いたしまして、給水を完了致しました。その水を持ちまして、6月17日（月）から日振島小学校は給食を再開させ、無事給食が完了したと宮本学校長よりお礼の電話をいただいております。また、戸島小学校におきましては、昨日6月17日に、海上保安庁の巡視艇により水道水を補給していただきました。また、戸島小学校については、飲料可というような水道局の判断が下されましたので、6月18日の本日

より、給食を再開させております。なお、今朝、戸島小学校の教頭先生に確認したところ、問題なく給食作業に移っていることを確認しております。なお、学校給食センターにおきましては、6月7日（金）に使い捨て容器を各学校に送付いたしました。また6月13日（木）には教育総務課より借りました水中ポンプ、ホース等を両小学校に配布しております。6月14日（金）は、90リットルのバケツを両小学校に送付しております。以上、私からの報告を終わります。

○教育部長

生活用水について教育総務課から説明させます。

○教育総務課長

それでは②の、生活用水についてご説明致します。今ほど、児玉所長が言われた物資を説明しますと、部長指示の元、教育総務課の方でウェットティッシュとかアルコール消毒類の、翌月曜日に発送する段取りが出来ました。生活用水に関しましては、6月9日（日）から17日の昨日まで、各部の割り当てによって、市の教育委員会として延べ13人を給水作業要員として派遣しております。で、先ほど所長が言われた20リットルのポリタンクの缶ですが、こちらの方も、大半は給食センターの方でやっていただいたのですが、6月13日（木）から予定では今週19日（水）に、延べ10名の担当を派遣して業務を行っております。なお、昨日ですがニュースリリースが出ておりますのでご報告させていただいたと思います。戸島の状況については、6月17日13時をもって、飲料水としての使用が可能であるとの判断がなされております。嘉島、日振島の状況に関しましては、6月17日に両島の給水栓で採水した水質検査を行っておりますので、異常がなければ6月19日頃に飲料可となる見込みです。というプレス発表がなされております。以上です。

○学校教育課長

それでは、学校運営について学校教育課の方から報告させていただきます。今朝、両島の学校の管理職に連絡をしまして、現段階での子供の状況を確認しております。両校とも健康被害にいたる子供も先生方も今のところありません。健康に過ごしております。それでも、学校のこの一週間なんですけども、日振島小学校につきましては、特に校時変更することもなく、通常の教育活動が行われました。ただ、プールについては遠慮しておりましたので、今ほど報告があった飲料水としてのOKが出た日から、プールを活用したいと言っております。戸島小学校の方も、通常の教育活動が行われているのですが、一週間給食がなかった分につきましては、どうしても弁当が届く時間が遅れますので、午前中に1～5時間目までを、で、午後1時間という変則の六校時を組んで授業を行っております。また、プールについては先ほど戸島は早く再開できましたので、今日から活用していきたいと。ずっと、プールについては機械を回しておりましたので、利用できるということでした。以上、給食については少し不便はあったのですが、学校生活全体については不便なく過ごしております。以上です。

○教育部長

主なところはそういうことなのですが、教育委員会の所管としては公民館の状況もありますが、日振島、戸島、それから嘉島の分館につきましても、一般家庭と同様の状況でございましたので、水は結構、不便をかけたということがあります。ただ、物資につきましては、こちらの方から学

校に送ると同時に公民館の方にも搬送しておりますので、ある程度の確保が出来たということで、ここ2、3日内には、日振島の方も安定してきますので、今のところは安堵している状況でございます。

すみません。1番目の市議会の報告の中で、(2)に議案と予算のところがあるのですが、ここを説明しておりませんでした。今回の議会では3件、教育委員会から上程しています。「総合体育館設置条例の一部を改正する条例」それから「和霊公民館建設工事の請負契約の変更」「一般会計特別会計補正予算」ということで上程していますが、委員会付託となりましたので、6月19日の産建教育委員会、ここでの協議がございます。

教育長、一旦ここで私の方の報告を終えまして、委員の皆さん方のご意見等をお聞きいただけたらと思います。

◎教育長

はい、ここまで教育部長からの報告ということで担当課の方から説明がありました。ここまでのことについて何かご質問等あればお願いをいたします。

◎木下委員

教育長。先ほどの宇和海地区の島の断水についてなんですけども、本当に島民の方にはご不自由をおかけしたと思いますが、それぞれ対応していただきました。ちょうど去年の災害で、吉田、三間地区が断水となって、市の職員の方もそれぞれ、担当の方もご迷惑をかけたと思うんですけど、その辺のところは、今回かなり生かされていたのでしょうか。去年の断水が教訓になって、うまく活かされたのかということをお聞きしたいのですが。

○教育部長

ある程度の、教育委員会としての初動としては物資の供給ができたのでよかったのですが、一方で宇和島市としてすべての対応が、災害を教訓にできたかと言うと、なかなか離島というハンデがありますので難しかったというのが正直なところです。ただ、それぞれの持ち場でですね、何ができるかということを最優先して、教育委員会としても対応しましたし、市長部局ないし、水道局ももちろんなので、できることはすべてやったということで、これについては、去年の豪雨災害が教訓となっていることは間違いなく思っております。

◎木下委員

一部知り合いの方からも、飲料水をいらないかと言ったら、既にペットボトル等速やかに配っていただいていたということで、これは去年の経験が生かされているのかなと思ったところですが、ありがとうございました。

◎田村委員

断水についてなんですけども、先ほど学校教育課から、学校運営についてご報告をいただきまして安心しましたが、心理的にダメージを受けた方がいらっしゃるとか、お子さんの様子として何かありますか。

○学校教育課長

今のところ緊迫な報告は届いていないのですが、できましたらスクールカウンセラー等派遣し

まして、全体の様子を確認の上、教員共に、安心できる環境を工夫したいと思います。

◎教育長

他ございますか。部長、続けますか。

○教育部長

離島の関係ですら、テレビ、マスコミの取材が結構ありまして、今日参考までに一番最後のページに愛媛新聞で報道されたものを載せております。ご覧ください。子どもたちの様子が出ております。今のところは安心しておりますが、学校教育課長が申しましたように、心理的などころが非常に心配もされますので、それについては、それなりの対応をしていきたいと思っております。

では、続いて報告の事項なんですけれども、4番目の学校の統廃合懇談会の状況について中間的な報告をさせていただきます。これまでに、新年度になりまして、5月23日から6月3日にかけて各吉田の小学校の方にお邪魔をしまして、保護者懇談会を行って参りました。で、いろいろな意見を交わしまして、今回はアンケートに基づいた報告をし、教育委員会としての考え方、これからの進め方等を説明して参りました。色々なご意見をいただいているのですけれども、やはり一番心配されるのは、まず通学手段、統合に関する絶対反対という方の、件数としては比較的少ないですけども、その少ない意見も、ひとつ意見としてくみ取っていきながら可能性のあるものについては、我々としても努力していくということで、今のところは、保護者の合意を、ある程度、概ね取り付けることができたのではないかと考えております。また、一方で、ある小学校においては、もう少し保護者の方々のご意見を聞きたいということもありますので、独自で、意見をまとめられてということがあります。これからの進め方なんですけれども、1枚めくっていただくと今後のスケジュールというところがあると思っておりますが、保護者の了解を概ねいただいたということで、一旦この作業をしたいと思っております。各地域の保護者の方に皆さん集まってくださいというわけにも行かないので、各地域、校区别のPTAの役員の皆様の意見をいただきたいと思っております。ここで教育委員の皆様方をお願いがあるのですけれども、我々が定例会で報告していくというのも一つの手法ではあるのですけれども、今回は一つの大きな山が来ますので、是非時間がございましたら、その会議に出席いただければと思っております。まだ時間設定もしていないのでなんともいえないのですけれども、良かったら是非現場の方に足を運んでいただいて、地域の皆様方、保護者の皆様方のご意見等、生の声を聞いていただけたらと思っております。その作業が終わりましたら、出来れば来月中、夏休みまでにはやりたいのですけれども、地域の懇談会ということで、これは、宇和海地区でも、津島地区でもやったのですけれども、各校区別にやっていきたいと思っております。地域の皆様方を対象に、学校の統廃合についてご意見をいただこうと思っております。ここで教育委員会としては、一つの方向性は示したいと思っておりますので、もし皆様方お気づきの点がありましたら、またご意見いただければと思っております。それから、7月に入りましたら、どうしても新しい校舎が必要だという判断をしておりますので、設計の予算の概算要求ということで、文部科学省に提出する前の、9月補正予算に上げたいと思っております。それが終わりましたら、統合準備協議会ということで、設立をしようと思っております。これが立ち上がりましたら、細かい統合に関する協議を行っていくということで、裏面にその内容等、これま

でに経験したことを載せておりますので、ご覧いただきたいと思います。大きく分けましたら、全体会がありまして、教育の部門に関する検討部会、跡地の利用に関する検討部会として、全体の統合準備協議会として、正式に立ち上げようと思っておりますので、それぞれ皆様方のご意見をいただければと思います。

5 番目ですけれども、小学校の空調設備があります。予算取りが出来まして、昨年の年末から作業を進めておりますが、現在の状況を教育総務課長から報告をさせます。

○教育総務課長

エアコンの整備状況でございますが、ご存じのようにA・B・Cの3グループに分けて事業を進行しております。Aグループの9校、明倫・宇和津・鶴島・和霊・住吉・天神・番城・三間・岩松小学校に関しましては、無事スケジュール通り、工事完了しております、工事の検査が、この6月末から7月上旬を予定しております。遅くとも、工事完成後引き渡しされますので、7月上旬から全校エアコンの使用が可能という状況です。

◎教育長

Aグループの学校名をもういちどお願いします。

○教育総務課長

明倫・宇和津・鶴島・和霊・住吉・天神・番城・三間・岩松の9小学校です。Bグループは9校あります。高光・遊子・蔣淵・戸島・日振島・二名・清満・下灘・北灘小学校です。Cグループは7校あります。三浦・結出・吉田・奥南・成妙・御槇・畑地小学校です。この3グループのうちBグループとCグループは、従来からの説明どおり、まとめて一括の設備設計を行い、その後工事を順次行うものです。既にB・Cグループは設備設計について契約済で、現地調査が完了したと報告を受けております。従ってBグループの工事を先に行い、その後Cグループを完成させるというような状況になっています。ちなみにBグループの設計はこの夏頃に完了、工事は年内頃に完了する予定となっております。Cグループは、来年の7月末を完成目安としておりますが、Bグループの後追いですので、Bグループが早く完成すれば、その後すぐに工事発注をかけていきたいと考えております。B・Cグループに関しましては、進捗が判明次第、お知らせしたいと考えております。以上です。

○教育部長

今、教育総務課長が申しあげましたA・B・Cのグループ分けについては、以前資料をお配りしたと思いますので、ご覧いただきたいと思います。今のところ順調に進んでいるということと、文部科学省の補助金も予定通り内示をいただいておりますので、財源の補填もできていることも報告させていただきます。

次に学習交流センター、パフィオうわじまの件ですけれども、点字表記の対応ということで、新聞報道でありましたとおりです。これの経過について、私からご説明さしあげます。中ほどに新聞報道の写しを付けておりますので、あわせてご覧ください。4月6日に開館しましたパフィオうわじまですが、その後、4月9日に視覚障害者団体の皆様が施設の見学にお越しになりました。この時に、いくつかご指摘をいただいたなかの1つに1階の女子トイレの点字表記が、本来は

「じょし」としなければならないところを、点字の点が1つ抜けたことで「じょり」になっている、ということが判明しました。このことについて、私の方に報告を受けまして、ただちに施工・監督をしていた建設部に修繕依頼をしておったのですが、建設部内部の連携不足がありまして、先週末まで修繕されていなかった、ということでもあります。私も何度か訪れておりまして、富田課長と確認をしておりましたが、実は私の方も思い込みでこれで直っているのだと、思っていたのですが、そのような状況が判明しまして、建設部に依頼して以降、生涯学習課においても確認を怠っていたということも、これは弁解のしようが無いということがあります。このことについて、議会の本会議、または報道の取材において、関係者にご迷惑をおかけしましたということで、私と担当課長で謝罪をさせていただいたというところでございます。現状としましては、先週指摘をうけた14日（金）の午後に、ただちに応急措置として、シール状のものを設置しております。建設部の正式な修繕は20日頃になるという見込みでございますので、間もなく出来上がる頃だと思います。なお、現在までに障害者の方から、この件に関して指摘やクレームをいただいたことはありません。以上2件、先ほどの議事録の件についても委員の方にご迷惑をおかけしたということで、改めて私のほうから報告とお詫びを申し上げます。

それから最後ですが、市立伊達博物館の建替えに伴います委員会の設置について、伊達博物館所管課の文化・スポーツ課から説明をさせていただきます。

○文化・スポーツ課長

市立伊達博物館の建替えに伴う委員会の設置及び改築事業基本計画策定業務についてご説明いたします。まず建替委員会についてご説明いたします。資料1にあります設置要綱をつくっております。昨年度の準備会を経て、災害等で半年程伸びてしまったのですが、まず準備委員会をつくりまして、2回程会をして委員についての協議等をいたしまして、平成30年12月5日にこの要綱を施行しております。その後、委員の選出をしまして、3月20日に第1回、先月5月29日に第2回の会をしております。委員としましては、名簿にあります岡原市長をはじめ、各会の代表やその他学識経験者等で構成をしているところでございます。次のページをご覧ください。建替スケジュールということで、今年の1月建替委員会でも説明をしている資料です。新館開館の5枠目を見ていただいたら、枯らし期間というものを2023年度、令和5年度に終わらせまして、令和6年度の早い段階で開館するというスケジュールで動いております。これまでの協議内容ですが、第1回目は委員長・副委員長の選出、現在の博物館の状況、建替の必要性、建替のスケジュール等を報告・ご説明したあと、基本構想の原案、専門部会の設置の有無、そのメンバーについて協議いたしました。委員長を宇和島市出身の木村宗慎さん、副委員長に前教育委員の廣瀬孝子さんを選んでおります。第2回目の会議ですが、活用を予定しております都市再生整備計画事業の説明、先進地視察内容の説明をいたしまして、基本構想の案の確認と専門部会のメンバーについて協議しております。次回7月25日に第3回目を予定しております。第2回目の会議にでました先進地視察の予定につきましては、7月1日から3日間、金瀬教育長にも参加していただきますが、金沢の県立美術館である21世紀美術館を視察します。市立県立の文化施設であり、前田家との協力関係や宇和島の伊達家との関係、展示等も参考になるということを踏まえたもので、都合のつく方

で先進地視察をするものであります。そして、専門部会を委員会の諮問機関としてつくる予定にしております。必要と認めるときは専門部会を設置できるという要綱のなかで、まず立地と複合施設専門部会というものを、第2回の委員会で確認して、その部会長に金瀬教育長を選出しております。今後8月、9月、2回程度開催いたしまして、立地とそれに関係します整備計画事業の補助事業等も含めまして、複合施設のことに関して研究協議を行う予定です。続きまして次のページのプロポーザル実施要綱をご覧ください。これはホームページに公表していたもので、改築事業基本計画策定業務と申しまして、基本構想を受けまして、もう少し細かな基本計画をつくるというものでございます。これを委託する相手方をプロポーザル方式で特定しようとするものです。募集期間は5月13日から28日で終了しており、2社が手を挙げております。これを6月中に審査会を開催し、コンサル業務を行っていただく業者を決定しようとしているところであります。最後に資料4というところで宇和島市立伊達博物館改築事業基本構想(案)をご覧ください。元であり基本となるものですが、これを建替委員会で2回程協議いたしまして、現在パブリックコメント、市民の理解を求めて意見を反映させる為に使う手法ですが、募集をしているところでございます。6月10日から28日までホームページと伊達博物館で閲覧できます。これに意見のある方は、意見書を郵送や持参、Faxや電子メール等で提出いただきます。個別に対応はしませんが、それも含めた意見を求めたうえで、次回開催します建替委員会7月25日には、これを正式な基本構想として決めていきたいと思っております。現在のところ、そういったかたちで、伊達博物館の井上係長を中心といたしまして、事務局のほうで進めている状況であります。以上です。

○伊達博物館長

今度プロポーザルがありますが、委員になっている皆さん大変ご迷惑をおかけしますし、先進地視察もご迷惑をおかけします。よろしくお願ひいたします。

○教育部長

以上が、私の方で用意した報告事項でございます。これまでにについてご審議、ご意見をお願いします。

◎教育長

はい、前半の報告に続いて後半の報告を言っておりました。ご質問であったり、ご意見であったり、あれば話したいと思っております。よろしいですか。

◎高山委員

伊達博物館の建て替えの件で、委員会で場所の案は何か所か出ているのですか。

○文化スポーツ課長

まだそこまでいっていません。スケジュールとしましては、いろいろと考え方はあろうと思っておりますけど、今、一つ検討しているのがパフィオウわじまを使った補助事業ですね。それが先ほど申しました都市再生整備計画事業という、建設部の方で行っている事業なんです。その建物の建て替えに使える補助金にのせようとするんですね、いわゆる中心市街地と呼ばれる都市の中でしかできないという制約はございます。基本的に、遠いところへ持っていくということは、あまりみなさん考えてないと思っておりますので、近くになろうかということは皆さん、想定の中でやって

おりますが、今後、プロポーザルの審査会で特定しました業者も含めまして様々な条件を出して頂き、最終的には建替委員会の中で決定していくということですので、秋頃には、だいたいここに建てるという場所は特定できるかと思います。以上です。

○教育部長

少し補足しますけど、専門用語が出てたのでわかりにくかったですけど、都市再生の事業というのは国土交通省の事業で、ようするに今宇和島が考えていますパフィオも含めて JR の駅前からきさいやの方へ向けての市道を抜け、今の伊達博物館に抜けていくものです。いろいろな観光客、市民の方々に馴染んでいただく動線を作ろうという事業です。その一端に道路の整備であったり、たとえば施設の整備であったり、ハードものがあったりソフトものがあったりということで、今までも似たような事業はあったのですが、これを大規模な事業でやって、この宇和島市にとっても初めてだろうというのものの中に、伊達博物館が位置づけられているとご理解ください。で、高山委員が言われたように場所が非常に肝になります。一方でどうしても宇和島城があって天赦園があってというリンクが必要ですし、私はその延長線上には神田川原のですね、ずっと上がったところにあるいろいろな歴史ものがいろいろなものが出てきます。そういうところを含んで、ぐるっと周ってまたほづみ亭に戻ってくる観光コースもいいんじゃないかとも思っていますので、そういう意味合いで結構夢を膨らませた事業になりますので、また経過を見ながら動いていただければと思います。

館長も張り切っていますので、現場の係長の知識が豊富で私もついていくの一生懸命になるくらいなので、これからの楽しみにしていただいたらというところと、伊達博物館というのは一つのミュージアムととらえていって、伊達博物館の今の手法はおいといて、展示するものについては伊達文化保存会との連携はもちろん大事ですけれども、それ以外のオプションといいますか、やはり子供たち、地域の方々の生涯学習の拠点となるようなミュージアム的な要素も持ちながらということも考えていますので、この辺もまたお願いしたいと思います。

○教育長

はい、ほかにご質問なりございますか。

○木下委員

先ほど吉田町の小学校の統廃合の懇談会を説明していただいたんですけど、私も時間が空いた3日間は学校を回ったんですけど、委員の方には、このアンケートに目を通して頂いて、どういうことが保護者の方の心配になっているのかということを見ていただけたらと思います。概ね保護者の方、保育園・幼稚園の保護者の方も含めて賛成の方が多いです。ただ、やはり地元の小学校に愛着があって、どうしても地元じゃないといけないというような少数の意見もあるのはありますが、学校全体としてどうするかということを役員さんでとりまとめていただくようにはなっています。で、今度は、PTA の役員さんくらいですかね、保護者の方が集まるのは。

○教育部長

今のところ考えているのは、まだちょっと煮詰まっていないのですが、各学校別に回っての作業は、以前会長さん達からいただいた意見なんですけど、保護者の方に一度聞いたところ、それ

よりは早く方針決めてほしいというような意見がありましたので、であれば、今各校まわってまとめあげたものをですね、もう一回確認する意味で役員さんに集まっていたいただいて方針を決めたいと思っています。

○木下委員

そういうような会議がありますので、ぜひ、また一緒に参加していただけたらと思います。以上です。

○教育長

ほかございますか。

○教育部長

それでは、中央図書館長、パフィオウわじまの入込み状況を報告してください。

○中央図書館長

まず4月ですが、パフィオウわじま1階のゲートの通過人数がだいたい平均で1日1,092人、平日の平均を出しますと800人、休日ですと1,500人という数字が出ています。5月に入り、若干このあたり人数が減っておりまして、1日平均782人、そして平日で行きますと約200人減の600人、休日にしますと約500人減の1,000人の入りということで統計が出ております。

続きまして中央図書館ですが、1日平均だいたい4~5月を通して180人~190人くらいが入っております。入っているというのは図書の貸し出しの人数です。実際には新聞だけ読みに来る方や、ぶらっと立ち寄った方もいますけど、そちらの方は統計には入りませんので、純粋な図書の貸し出し者数が1日平均180人~190人というのが4~5月で出ております。これは、前年と比べますとだいたい40~50人増加しているの、だいたい利用者が増えているかと思えます。

○教育長

40~50人増えるというのは、1日あたりですか。

○中央図書館長

1日あたりです。やはり図書館の休日の利用ということが多くて、平日平均が158人、休日平均が222人という数字が出ています。

また、子育て支援センター、4階になりますが、4月が1日平均281人の入りで、5月で214人で若干やはり減っております。そして、平日平均が182人に対して126人。休日平均が429人に対して354人。4月から5月に入っの図書館以外は落ち着いたのかなというような数字が出ております。以上がだいたい中央図書館、パフィオウわじまの利用状態です。

○教育長

はい。ありがとうございました。

○弓削委員

たくさんの方に利用していただけてすごく良いと思うのですが、うちの息子が高3の息子なんですけど、学校で全体に注意を受けたとってたんす。多少パフィオウわじまに目的以外で利用している者がいるので注意するよというふう、学校から注意を受けたというんですけど、そういったことはありますか。学生が多くいて、迷惑になるような。

○中央図書館長

実際のところは、目的以外の利用はかなり多いと思います。図書館からいたしますと、本を読んでいただく、図書館の本を利用した自習をしていただくというのが本来の図書館の姿ですが、高校生が単なる自習目的で利用する、それは自習室を用意しているのですが、実は自習室に入らなかった高校生が児童図書室に入っていく、児童図書室の閲覧室を受験勉強に使う、そういった例がありましたので、学校の方にもこういった事例がありますという事は伝えております。

あと、小学生なんですけれども、4階の事業がある時に、4階から降りてくる児童がかなり騒がしく図書館に下りてきます。図書館の使い方を知らない、そういったこともありまして、目的外ではないのですけれども、そのあたりちょっと静かにもらうようにできないかと相談はしたことはあります。

○教育部長

1日平均で話すと、なかなかイメージがわからないかもしれませんが、今、私の手元にあるのは4月にゲートを通ったのは27,280人、5月に24,200人、あわせて51,500人あまりだと思います。ゲートを通っているということだけですが、すごい数なので驚いております。中央図書館も1.5倍くらい堀端町にあった時よりは増えている、という状況があります。

○教育長

高校生に関すると、逆にそういうニーズがあるという事ですよね。そう簡単にできることではないかもしれないけど、そういうニーズがあるのだとしたら、目的外の使い方やめてほしいというアプローチが一つあると思います。逆に言うと、どうやってそのニーズに応じてやれるかというアプローチもあるのかなと思いますが、まあお金のかかる話でしょうし、ただ切り捨てるのではなくて、そのニーズはこちらもつかんでおきたいなという気はします。

○中央図書館長

ここでは、こんな使い方はやめてほしいとはいうのですが、高校生も結構上手な利用をしております、1階のカフェコーナーに流れ込んでいく、1階の有料の部屋をお金を払って団体で使用する、そういった事例も出ています。図書館では声を出せないで、高校生は逆に声を出せる1階のガラス張りの有料の部屋を利用して、集団で入って、特定の生徒が講師役になって皆に教えながら勉強するという、そういう新しい方法もやっております。それと、実は4階も高校生の自習の受け入れをやっているみたいです。

◎高山委員

僕も先日行ったときに、会議室、高校生がいっぱいで、図書室のガラス張りのところの机、一人掛けの置いてあるところもほとんどいっぱい、下のさっき言われた1階のコーヒー飲めるところも高校生がいっぱいで、時間的にたまたま列車通学の子たちがいたのかもしれませんが、だいたい毎日ああいう状態でしょうか。

○中央図書館長

いえ、毎日ですと、そんなには入っていません。6割程度しか入ってません。そういう状態がで

るのは、やはり試験期間中。試験期間中になりますと、早い時間から中学生・高校生が入り込んで、逆に言えば一般の利用者の席を独占してしまうというのもありまして、そのあたり、いかにして一般の利用者に席を確保するかというのを少し考えなければいけないかなと思っております。

○生涯学習課長

教育長。これはおそらく堀端の旧図書館の自習室がなくなったことが大きく影響しているのではないかと考えます。

◎教育長

そういう利用のされ方をしていたんですか。

○生涯学習課長

中央図書館は、特に試験期間中とか自習に。自習室がありましたので。パフィオうわじまの新しい図書館は、自習室の席数自体が少ないので、一般の閲覧スペースを使っただけの自習が増えているということです。

○中央図書館長

堀端の旧図書館は80席くらい自習室がありまして、それが現在の自習室が18席、そしてガラス沿いの椅子なども足しますと旧図書館とそう遜色ないような席数にはなるのですけれども、結局自習する者がかなりその辺りにいて、本来なら子どもが座るべきところに社会人が座っているというところなんです。

◎教育長

実態なりニーズなりを把握しなければいけないのかなあ。

○弓削委員

きれいになったし、勉強するにも快適というようなことなのですけれども、一般の方のご迷惑になるような行動とかそういうことをしていたら、その都度注意していかねばならぬ。遅くまで子どもたちもいるのではないかと思うのですが、大丈夫ですか。

○中央図書館長

中央図書館は7時までですので、そういったときに小学生を見かけましたら「大丈夫か？」と声かけはしています。あまり、小学生は遅くまでいるという子どもはいません。

○弓削委員

そうですか。

○生涯学習課長

元々、堀端の旧中央図書館の2階の自習室を夏休み頃には再び開放しようかという考えも持っておりましたので、そこらもどうしたものかのご意見いただければと思います。

◎教育長

少しそこを考えてみますか。他ございますか。

○木下委員

先日6月5日なのですけれども、吉田町の小学校と中学校の先生方の合同での研修会がありまして、その研修中に各小学校・中学校の校長先生とお話する機会があったのですけれども、

今回宇和島市で29の小学校・中学校がコミュニティスクール、学校運営協議会に参加したのですが、吉田地区の校長先生の中にも新しく小学校へ就かれて、なかなかコミュニティスクールの進め方が分からないと戸惑っている校長先生もおられるようですが、できればコミュニティスクールの研修会、校長先生や学校の先生も含めた研修会を、いろいろな法令とかどういう風に運営していけばよいのかというような研修会をぜひ教育委員会の方で指導していただいたらというようなお願いがありました。また、大きな学校や希望した学校には地域コーディネーターという方がおられるのですが、小規模校にはコーディネーターの方がおられない学校もあるということで、吉田中学校なんかは3年前から吉田中学校型ということで進めていて、地域コーディネーターの方の活躍が非常に先生方は助かっておられるということで、先生方の働き方改革も含めて地域の方々の取りまとめとか連絡とか非常に役立っておるということなので、できれば地域コーディネーターを小規模校にもそれぞれ、予算のこととかもあるかと思いますが、配置していただきたいという要望がありました。また今日ということではないのですが、研修会とコーディネーターのことを考えていただいたら宇和島市すべての学校へコミュニティスクールを普及させるためにもよいのではないかと思います。また、私たち教育委員も規則上コミュニティスクールの委員にはなれませんが、やはりそれぞれどういう形で進んでいるのかということが、委員の研修も含めて把握させていただいたらなどは考えていますが、宜しく願いいたします。

○学校教育課長

2点お伺いしてしたいと思います。吉田町での研修会について、実は教育推進員の西村氏を招いて開かれたものでした。なので、その研修会自体がコミュニティスクールの研修会にはなっているのですが、まだまだ多分学校では新しく来られた方々もあるかと思いますので、引き続き研修会は教育委員会主導で持って行きたいと思います。残り5校についても、今年度中に一応校長の方は研修を進めて、加わりたいという意向ですので、年度末あるいは来年スタートには34校揃うかと思います。

もう1つの課題、地域コーディネーターについては、第1回研修会をしたのですが、やはりそこで課題があって、ご紹介があった吉田中学校のようにもう既に活動してやることが分かっているコーディネーターもいれば、この4月から何をしたらいいんだろうというところもあったので、実は今、教育推進員の西村氏に各学校を全部回っていただいて、各学校で人材リストを作りながら地域との関わりを作っていくって、学校がこういう人材がほしい、こういう学習がしたいというときにさっとコーディネーターがつけられるように、今進めているところです。29校中18校にしかコーディネーターが派遣されていないのですが、これは前年度にどうしてもコーディネーターが必要だという学校に対してのみ今年度は予算を割り振っています。今年度、こういう活動を通じてもっと需要が出てくれば、来年度予算については申請できるのではないかなど。一応そういう形でしていきたいなと思っています。

◎教育長

今過渡期だから、何とか乗り越えて、安定軌道に乗せていきたいですね。

◎木下委員

校長先生が一生懸命地域コーディネーターを学校でお願いしたのですけれども、4月の異動で学校を変ってしまったとかいうこともあります。

○学校教育課長

先ほどご心配いただいた中央図書館の件ですけれど、やはり小中学校からにかかっていますし、やがて高校生になりますので、全部守備範囲かなと思っています。実際私がそういう場に接したことはないのですけれども、中央図書館が堀端町にあった当時もそういう様子が見受けられましたので、しっかり守るべきマナーやエチケットについては指導したいと思いますし、原則他人に迷惑はかけないであるとか、やはり一般利用者のために図書館は原則あると思いますので、配慮等についてはしっかり指導していくよう学校に言っておきたいなと思います。28日に校長研修会がありますので、そのときに言っておきたいと思っております。

◎教育長

あまり議長として発言してはいけないかもしれないですけど今の件で。高校生・中学生も定期試験があるからと、たまたまそういうことが彼らにとっての大きな関心事項なんだろうけど、そのためにだったら、お金を出し合って、場所を借りてでも集って、教え合うということが起きているということですよ。これは、たまたま定期試験ということであったということですけど、これを何か彼らの関心の源に触れるような問題因子ないし関心を引き込むことができれば、集って教え合うという、そういう動きがあるのだというところはちょっと大事にしたいなと思いました。

他ありますでしょうか。

○教育部長

もう1点だけすみません。吉田町の図書館もようやく再開しまして、スタッフも一生懸命頑張ってくれています。また時間があったら覗いてみてください。

それから先ほどの中央図書館の方の話もあるのですが、実は図書館には図書館法、それから図書館の規則がありまして、図書館運営協議会とか、それからパフィオうわじま内の生涯学習センターについても指定管理者の株式会社上田さんの方が運営協議会を持っておられます。ですから、そちらの方の協議ももちろん尊重しながら、教育委員会としては支援、助言という立場で入っていかなければならないと思いますので、それについては少し時間を取ればと思います。以上です。

◎教育長

他ありますか。

○文化・スポーツ課長

畦地梅太郎記念美術館からです。今年は梅太郎没後20年ということで、畦地梅太郎の作品をずっと年間通じてテーマを決めてやろうということです。まだ完成したチラシではないのですが、8月2日からは第2回目の『しましま展』という名前で、こういうしましまの作品を集めてやろうということになっております。今やっているのが7月29日まであるのですけれど、初期の作品と

色使いも全然後期とは違った作品もしておりますので、ぜひ教育委員の皆様も足をお運びください。7月中にリリースすることになると思いますので前もってお知らせをしました。

それともう1点、『アトリエう』という梅太郎氏のご遺族が経営されている会社なのですが、mont-bell というところと提携してまして、梅太郎さんの絵でTシャツ等を作っております。それがmont-bell のパンフレット等によく載っております。この間、mont-bell の店舗でも10店舗くらい、畦地梅太郎記念美術館のパンフレットもタダで置いてもいいですよという連絡もあつたりします。ぜひ売り込みたいなというのがありますので、教育委員さんの皆さんもパジャマでもかまいませんから一着買っていただいて、皆さんに広げていただいたらという風に思います。

◎教育長

mont-bell を買う人はこだわりを持っている方が多いのではないかと思うけど、そのために三間に見に行ってみるかという人もいるかもしれない。

○文化・スポーツ課長

いるのではないかと思います。実際売れていて、在庫もあまり抱えずに、『アトリエう』さんが作っている分をセレクトというか、5,6種類ありますし、着心地もいいのでぜひ一回見てみてください。

○教育部長

出来たてのホヤホヤですが、あまり見たことがないかもしれませんが、うわじま牛鬼まつりでこういう冊子を商工観光課が作っているのですけれども、この中の23日に小中学生のブラスバンド、鼓笛隊がパレードをしますのでこれはぜひご覧いただきたいのと、ガイヤが30周年ということもありまして結構大々的にやるという情報も入っていますので、お時間があつたらぜひ見ていただきたいと思います。

◎教育長

他ありますか。

— 特に意見なし。 —

◎教育長

それでは次回の日程について。

— 協議のうえ、教育委員会7月定例会を7月16日に開催することを決定する。 —

(5)閉会宣言（午前11時59分）

◎教育長

それでは以上をもちまして、教育委員会6月定例会を閉会いたします。